

2009年2月23日

三西化学工業株式会社
三井化学株式会社

**三西化学工業(株)工場跡地のダイオキシン類等土壤汚染対策計画(骨子)及び
荒木校区住民との覚書の締結について**

2007年9月にJR九州鹿児島本線荒木駅構内の九州新幹線工事現場の土壤から、農薬類及びダイオキシン類が検出されたことに伴い、三西化学工業株式会社（以下三西化学工業という。）及び三西化学工業の親会社である三井化学株式会社（以下三井化学という。）は、福岡県及び久留米市のご指導のもと、三西化学工業の工場跡地において、土壤及び地下水の調査を進めてまいりました。

これまでの調査結果等に基づき、福岡県及び久留米市のご指導を受け、三西化学工業工場跡地のダイオキシン類等土壤汚染対策計画（骨子）を作成し、荒木校区ダイオキシン等対策委員会（荒木校区住民で構成）とその内容を協議してまいりました。

このたび、別紙の対策計画（骨子）について同委員会のご承認が得られ、本対策を安全かつ確実に実施することについて確認することを内容とする覚書を同委員会と本日締結いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

なお、対策計画（骨子）に基づき具体的な対策工事の実施計画を策定の上、速やかに対策工事を実施する予定です。

記

1. 対策箇所

三西化学工業工場跡地（久留米市荒木町白口1861）

2. 三西化学工業工場跡地のダイオキシン類等土壤汚染対策計画（骨子）

別紙のとおり

3. 対策実施者

三西化学工業、三井化学
（県と市の指導下で実施）

4. 覚書締結者

荒木校区ダイオキシン等対策委員会、三西化学工業、三井化学
（県と市の立会下で締結）

5. お問い合わせ先

三井化学株式会社大牟田工場
福岡県大牟田市浅牟田町30
総務課 電話（0944）51-8111

以上

三西化学工業工場跡地 ダイオキシン類等土壤汚染対策計画（骨子）

1. 内容

(1) 第一段階の対策

a. 地下水対策（図1参照）

- ① 第一帯水層は、飛地を除く敷地境界周囲に、表層から第一不透水層までの遮水壁を設置して囲い込み、汚染された地下水の摂取経路を遮断する。
- ② 第二帯水層から揚水井戸を通して地下水を揚水し、その地下水は、地下水浄化設備を通して浄化する。
- ③ 第二帯水層から揚水した地下水については、環境基準等の数値以下に浄化後、供用見込みの久留米市下水道に放流予定。

b. 土壤対策（図2参照）

- ① 上記aの地下水対策により設置した遮水壁により汚染土壤の摂取経路を遮断する。
- ② 飛地については、遮水壁の施工が困難なため、基準値超過の汚染土壤は全て掘削除去する。汚染土壤掘削除去後は、良質土を用いて埋め戻す。

(2) 第二段階の対策

a. 地下水対策（図1参照）

- ① 第一帯水層から揚水井戸を通して地下水を揚水し、その地下水は、地下水浄化設備を通して浄化する。
- ② 浄化後の地下水は、注入井戸を通して第一帯水層に戻し循環させる。

b. 土壤対策（図2及び図3参照）

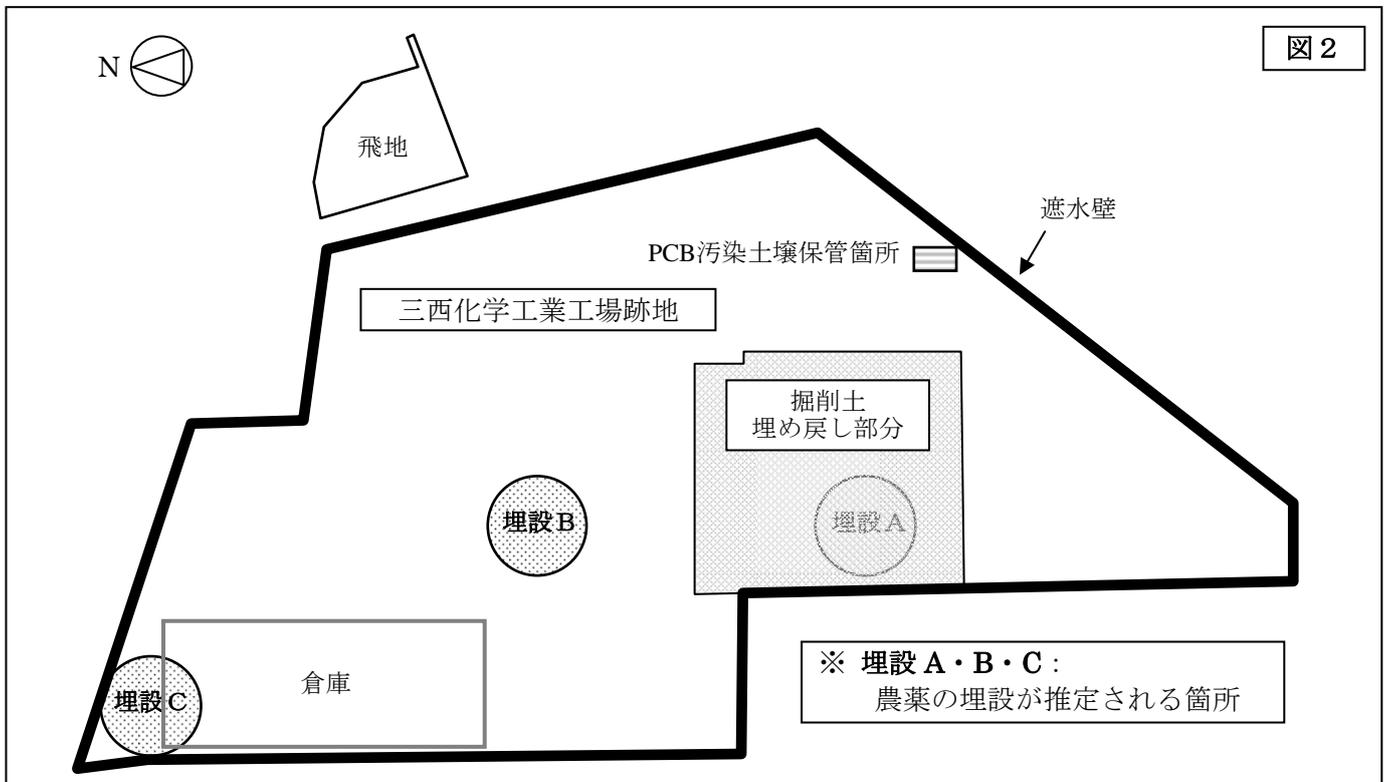
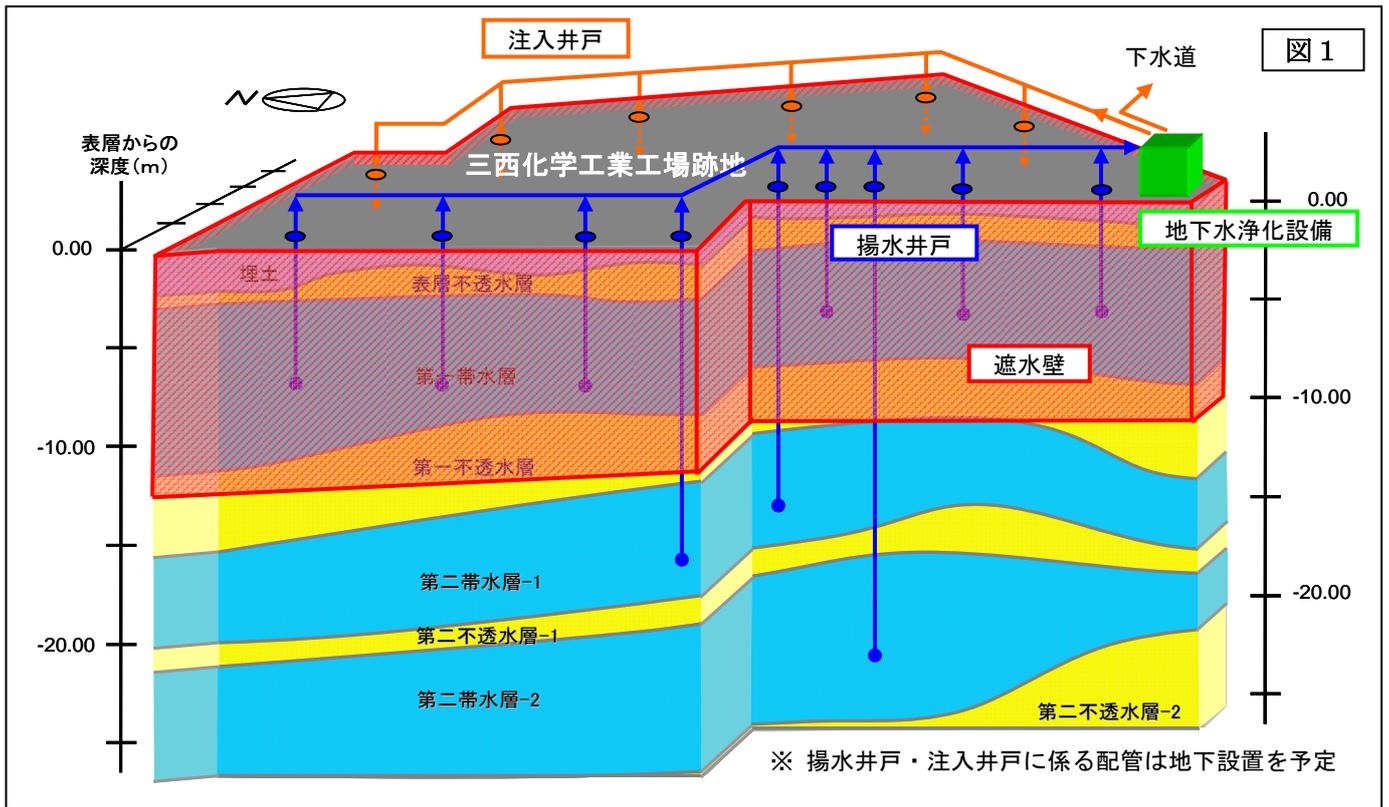
- ① 掘削土埋め戻し部分、農薬の埋設が推定される3箇所及びPCB汚染土壤保管箇所については、その対象範囲を掘削除去する。
- ② 上記①以外の遮水壁内の汚染土壤は、ダイオキシン類の濃度が3,000pg-TEQ/gを超過している区画、及び農薬類の濃度（溶出量）が1mg/Lを超過している区画の土壤を掘削除去する。
- ③ 上記①②以外の遮水壁内の土壤は、表層から50cmまでの土壤を掘削し、上記①②で50cm以深を掘削除去した箇所に埋め戻す。
- ④ これらの対策の終了後、良質土を用いて現地盤面までの覆土及び覆土表面にアスファルト舗装を行う。

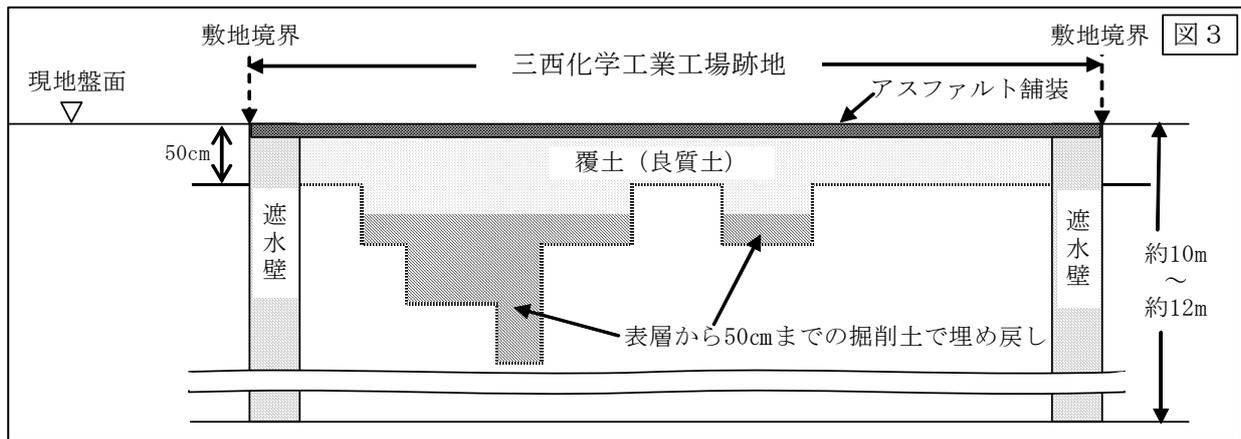
※ 地下水対策にて地下水を循環浄化することにより、農薬汚染土壤の浄化効果が期待できる。

2. 対策工事期間

第一段階の対策工事期間：約2年

第二段階の対策工事期間：約8年





3. 対策工事期間中の環境対策等

- ① 対策工事期間中は、周辺環境への影響に配慮し、工事に伴う臭気、粉塵、騒音及び振動に関して、それぞれ適切な発生抑制及び拡散防止対策を講じる。
- ② 工事に伴う環境調査として、大気中のダイオキシン類の環境調査を、敷地境界4地点にて工事着工前及び工事完了後並びに工事期間中は定期的実施する。
- ③ 三西化学工業工場跡地の西側に隣接する地区（JR九州鹿児島本線荒木駅構内）において、地下水の基準値超過が検出された項目の環境調査を定期的に行う。
- ④ 対策工事に伴い、万一地下水の水位低下や濁度悪化など周辺環境への著しい悪影響が発生した場合は、県及び市の指導に従い必要な対策を講じる。

※ 対策工事期間中は、対策工事等に支障のない範囲で住民の方が見学できるよう準備する予定。

4. 対策工事後の措置

(1) 地下水の揚水及び浄化

地下水の揚水及び浄化並びに地下水循環を実施する。

（前記1.（1）a②及び③並びに1.（2）a①及び②に記載）

(2) 環境調査等

- ① 敷地内の6箇所の揚水井戸を用い、地下水の基準値超過が検出された項目の環境調査を定期的実施する。
- ② 三西化学工業工場跡地の西側に隣接する地区（JR九州鹿児島本線荒木駅構内）において、地下水の基準値超過が検出された項目の環境調査を引き続き定期的に行う。
- ③ 地下水の揚水及び浄化措置並びに環境調査については、対策工事完了後2年毎に、それまでの環境調査結果等を踏まえて、県及び市と協議の上、その終了を検討する。

5. 報告

対策工事の進捗状況等について、県、市及びダイオキシン等対策委員会に以下のとおり報告する。

- ① 対策工事期間中における対策工事の進捗状況及び予定の定期的な報告
- ② 4.（2）①及び②の環境調査結果並びに地下水浄化設備により浄化された処理水の分析結果の定期的な報告
- ③ その他重要事項の報告

以上